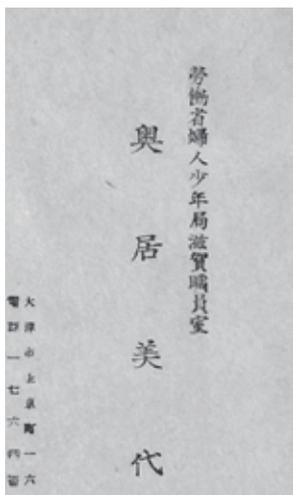


## 労働省婦人少年局滋賀職員室の成立と活動

八耳文之

### はじめに

敗戦後、日本は連合国軍の占領下におかれ、上からの民主化政策である労働改革が進められた。一九四七年九月、労働省が新設され、八時間労働制を定めた労働基準法が施行された。この労働省に、後述するように、婦人少年局、そして、全国の都道府県に地方職員室（滋賀県では滋賀職員室<sup>①</sup>）が設置された。労働省婦人少年局滋賀職員室は、名前の通り労働省直属の滋賀県における出先機関であった。ところが労働省婦人少年局滋賀職員室について、一九七〇年代から一九八〇年代にかけて刊行された『滋賀県史 昭和編』全七巻には触れられていない<sup>②</sup>。ただ、詳細な滋賀県商工労働部労政課『滋賀県労働運動年表 昭和20―34年』（一九六二年）一〇三頁に、一九五二年八月一日、「労働省婦人少年局滋賀職員室を滋賀婦人少年室と改称」とあるのみである。地方職員室は、前記のように一九五二年に、婦人少年室と改称され、さらに女性少年室を経て、現在の（労働局）雇用均等室に至る。『滋賀県史 昭和編』に年表も含めて、記述がないのは、滋賀職員室が県の組織でないことから、視野に入らなかったのではないか<sup>④</sup>。しかし、労働省婦人少年局、そして地方職員室が、女性解放、女性の地位向上のために活動した意義は大きく、この滋賀県での滋賀職員室の役割を明らかにすることは、滋賀県史を研究するうえで欠くことが出来ないと考えられる。



労働省婦人少年局についての最新の研究である長志珠絵「労働省婦人少年局と地方職員室・序説」に、GHQ/SCAPのESS経済科学局労働課に勤務する女性スタッフで、労働改革を推進したマリア・ミード・スミス<sup>6)</sup>の帰国が発表されると、二七府県の職員室からお礼の手紙が送られたことが表にまとめられている。そのなかに滋賀県からは、主任武部静枝、室員梶田福子、室員奥居美代（写1）の三人の連名で出されていた。

そこで、筆者は今まで取り上げられてこなかった滋賀職員室の活動について調査を始めることにした。本稿ではまず、当時の新聞資料、滋賀県の場合は、『朝日新聞滋賀版』で滋賀職員室の活動が記事になっているかを調べる（以下、新聞記事というのは『朝日新聞滋賀版』の新聞記事をさす）。また主任を務めた武部静枝、室員梶田福子の経歴を調べる。それから一九五〇年二月一日作成の奥居美代の履歴書を資料として用いる。情報は限られているが、ここから始め、少しでも滋賀職員室の活動の実態に迫っていききたい。<sup>8)</sup>

### 一、労働省婦人少年局滋賀職員室の主任・室員について

一九四七年九月一日、労働省婦人少年局が発足し、山川菊栄が局長に就任した。<sup>9)</sup> 時の政権は片山哲首相の社会党各班内閣（社会党米窪満亮労相）であった。婦人少年局地方職員室は、本局に遅れること半年、翌四八年三月、設置された<sup>10)</sup>。山川の強い意向で、主任を女性に限るだけ<sup>11)</sup>でなく、一般職員も全員女性であった。

滋賀職員室主任は、滋賀県選出社会党代議士堤ツルヨが自薦してきた<sup>12)</sup>が、退けられ、一九四八年五月、就任したのは前述した武部静枝であった。武部は、一八九七年生まれ、当時五一歳。石川女子師範学校を卒業後、<sup>13)</sup>石川県で小学校教員を務めた。<sup>14)</sup>一九三〇年までに満洲にわたり、<sup>15)</sup>鞍山な

どで学校の教壇に立っていた。<sup>16</sup> 満洲から引き揚げ後、滋賀とかかわりをもつようになった経緯は不明である。武部は、滋賀職員室が滋賀婦人少年室と改称後も、室長を一九五六年三月まで続けた。<sup>17</sup> その後、奈良に婦人少年室長として赴任、一九六一年六月、婦人少年局に転出後、月末に退職した。<sup>18</sup> なお、武部が奈良に転出後、滋賀の婦人少年室長を務めたのは、山梨婦人少年室長から赴任した平霞であった。<sup>19</sup>

梶田福子については、滋賀職員室に赴任する前の経歴は、調査したが、わからなかった。また、滋賀でいつまで勤めていたのかも、不明である。遅くとも、一九六一年までに鳥取婦人少年室長に赴任していた。<sup>20</sup> 順不同であるが(以下、『婦人と年少者』各号による)、その後、山梨、静岡、岐阜、奈良、香川などの婦人少年室長(兵庫では室長補佐)を歴任し、一九八四年三月、福岡婦人少年室長を最後に退職した。一九四八年五月、滋賀職員室に赴任したのは、二代前半と推定できる。なお梶田は、滋賀職員室時代と姓は変わっていない。

次に、奥居美代について「履歴書」をもとに記す。奥居は、一九二五年九月生まれ、一九四五年九月、名古屋の金城女子専門学校家政科を繰り上げ卒業した。愛知犬上地方事務所を経て、一九四七年九月から、滋賀労働基準局に勤務(嘱託)する。そして、一九四八年五月一日、婦人少年局滋賀職員室に赴任(三級官同格)した。<sup>21</sup> 奥居二二歳である。翌四九年一〇月一日、滋賀職員室の定員が、三名から二名に削減され、そのあたりをうけて、奥居は労働基準局に転じた。この間、一九四八年一二月に衛生管理者<sup>22</sup>免状を取得している。

## 二、婦人少年局滋賀職員室の活動

労働省は、婦人少年局地方職員室について、婦人少年局の職員が直接都道府県に配置されたと位置づけ、次の事項を仕事と定めた。地方職員室はつねに労働基準局と連携を保って仕事を進めた。<sup>23</sup>

- 1 婦人及び年少労働者に特殊の労働条件並びに労働問題の調査に関する事項

- 2 婦人の地位向上その他婦人問題の調査及び連絡調整に関する事項
- 3 家事使用人及び家族労働問題並びに労働者の家族問題の調査に関する事項
- 4 婦人労働問題、年少労働者問題及び婦人問題の啓蒙宣伝に関する事項
- 5 地方における婦人労働問題、年少労働問題及び婦人問題の委員会に関する事項
- 6 婦人労働者問題、年少労働者問題及び婦人問題について地方官庁、都道府県及び関係各方面との連絡に関する事項

労働基準法の宣伝普及、婦人及び年少労働者の労働状態等の調査が主な職務であった。それとともに関係方面との連絡調整も重要な仕事とされた。また、労働基準法の違反を摘発・臨検等をおこなう労働基準局の職務とは重なることはなかった。<sup>(24)</sup> 地方職員室は、予算などの事情で、都道府県労働基準局の庁舎の一部を使用することになり。滋賀職員室も滋賀県労働基準局の庁舎に入った。<sup>(25)</sup>

一九四八年五月一〇日から三日間にわたり、婦人少年局は地方職員講習会を、東京都小金井の浴恩館で実施した。全国から職員室主任および補佐員八六名が出席した。前述(注7)のように奥居も出席している。<sup>(26)</sup> 当然滋賀職員室主任武部は出席した(梶田が出席したかはわからない)。労働省婦人少年局が発行した『婦人少年局月報』<sup>(27)</sup>に「地方職員講習会」の記事が掲載されている。それによると講習会は、「婦人少年局の出先機関である地方職員室の職員配置を一応おえたのを機会に労働関係法令やその他の所掌行政事務の周知徹底とその指導を期する目的をもって」いた。この講習会に出席した東京都職員室主任隅谷茂子は、のちに「大部分の人は…熱情にあふれ、…初対面の人びとが、たちまち旧知のように夜おそくまで語り合い、これからの仕事について励ましあったスタートであった」と回想している。<sup>(28)</sup> 「婦人のために何かをしたい」との熱い思いの女性たちの興奮が伝わってくる。集合写真には、前述したように山川菊栄婦人少年局長、男性を含めた本局職員や、全国の地方職員室主任・補佐員のほか、HIGUCHIの男性一人、マリア・ミード・スミスを含めて女性スタッフ三人も写っている(写2)。

婦人少年局は、一月、「年少労働者保護週間」を設定し、一日から一〇日まで「年少労働者保護運動」に取り組んだ。労働省はこの運動に取り組むために、九月二二日、「働く年少者の保護全国運動」

実施要項を定めた。<sup>(29)</sup>この運動の目的は、年少労働者に関する規則を定めた労働基準法が施行されて一年を記念する行事であることと、年少労働者の保護の重要性を一般国民に周知徹底させることにあった。九月、一〇月を準備期間として、準備活動に重点を置くように指示された。地方職員室が準備活動として取り組むことは次のとおりであった。

- イ、各地方の協力団体の設ける実行委員会についてその結成の幹旋及び庶務を行うとともに協賛団体との連絡にあたること。
- ロ、協力団体及び各事業所の準備活動中、その需めに応じてポスター、リーフレット、移動展、紙芝居を配布又は貸与する等各種の応援を行うこと。

ハ、本省計画の実態調査又は本運動に関する予備調査を準備し又は実施すること。

協力団体とは、使用者団体、労働者団体、婦人団体、父母と先生の会その他関係団体であり、この運動の主流とされた。協賛団体とは、文部省などの各官庁、新聞社、放送協会、映画館、ニュース映画社であった。ポスター（「働く年少少女のための証明書制度」多色刷）、リーフレット（「使用許可証明書と年令証明書は働く年少者と使用者の



写2 第一回地方職員室の集合写真（神奈川県立図書館山川菊栄文庫 山川菊栄記念館提供）

皆さんを守ります」二色刷）、移動展示会用絵図（「働く青少年少女のための証明書制度」一〇枚の絵図）、紙芝居（「楽しい五郎君」二〇画面）<sup>30</sup>は、視覚に訴え、人目を引くように工夫されていたが、いずれも、一万以上作成され、全国の地方職員室に大量に送付された。<sup>31</sup>さらに運動期間の労働省の地方の実施事項は次のとおりであった。地方職員室が中心的な役割を果たした。

イ、協力団体、協賛団体及び関係官公庁等の応援を得て運動期間中一般市民の立ち入り易い場所に展覧会を開催すること。展覧会には、その地方の職業指導、職業補導、労働保護、労働教育、児童福祉、司法保護等の関係資料を判り易く展示し、労働者使用者は勿論、児童生徒及び父母と先生の参観に供すること。

ロ、展覧会場には必ず働く青少年者相談所を併設して労働基準監督署、公共職業安定所、公共職業補導所、労政事務所、児童福祉、司法関係官の出席を求め、来訪者に対し総合的な指導を行うこと。

ハ、婦人少年局の計画に基く簡単な働く青少年者の実態調査又は世論調査を本運動の一環として行うこと。但し右の実施時期は運動期間と一部ずれても差支えないこと。

この週間で、十一月一日に、県労働基準局が一日から年少労働者使用の事業所の調査を行い、「休日、時間外労働など」「小工場に多い労基法違反」の見出しの新聞記事が載った。<sup>32</sup>

さらに週間終了後の十一月七日の新聞に、滋賀職員室についての囲み記事が掲載された。記事の全文を紹介する。働く年少者の保護運動も終ってホッとした県婦人少年局職員室へ県教育会館から「使用料千六百円、内金千円を至急納付されたい」の催促状がとびこんだ。同室が本省からもらった運動費用はわずか一万円かさんだ大会費用や会場借用、宣伝費などに悲鳴をあげた同室は、この催促状を見てまたもやためいき、十月から三ヶ月分の旅費二千五百円までもなくなった。「お役所の仕事はほんとうにむずかしいことをしじみ味わいましたワ」と係の調査員女史がため息をついている。

本省から滋賀職員室においてくる金額が少なく、<sup>33</sup>四苦八苦してやりくりをしていることがうかがえる。なお、当時

の小学校教員の初任給は二〇〇〇円であった。また、県教育会館を会場にして、大会が開催されたことがわかる。<sup>(34)</sup>

「働く年少者保護運動」について、婦人少年局は、「いろいろな成果をおさめて終了した。この運動の主な目的は年少労働者に関する基準規則の施行をみてから満一年を記念する行事であったことと、次の世代を背負う年少者の保護に関する重要性について国民一般の認識を深めることにあった。拠つて、この運動には各方面にわたる関係団体はもとより一般の周知徹底を強調するために、新聞社、放送協会ニュース映画社等の宣伝機関の協力に俟つところが多かつたのである<sup>(35)</sup>」と総括している。

婦人少年局は、この「保護運動」の各種集會に参加した年少労働者を対象に、「働く少年少女のメモ」と題する質問票を配布し、年少労働者の労働及び労働態度について、調査を行った。全国の地方職員室職員が、労働基準局監督署の協力を得て、二万一〇八五名の回答結果を、本省に報告した。<sup>(36)</sup>

当時は、中学を卒業してすぐに就職する、年少労働者が多かつた（高校進学率は、五〇パーセントに満たなかつた）。滋賀職員室職員が、中学校校長を対象に、労働基準法について話しにかけたのは、<sup>(37)</sup>学校現場で労働基準法が守られなければならないということよりも、中学校を卒業して就職した生徒が労働基準法の守られている職場で働いているか、中学校（校長）の注意を促す目的があつたのではないだろうか。

この年少週間と関連して、婦人少年局によつて、労働基準法による使用許可証明書を経て働く一五歳未満の年少者の調査報告がまとめられた（一九四九年八月）。全国の地方職員室が、労働基準局に提出された使用許可証明書の記載事項を調査した結果である。滋賀県は、男子一四七名、女子五四名が調査対象であつた（全国は男子六八三〇名、女子八九三名）<sup>(38)</sup>。

翌一九四九年、前述したように、GHQ/SCRPの女性スタッフのマリア・ミード・スミスの離日が発表されると、最も早く二月七日付<sup>(39)</sup>の感謝の手紙が武部・梶田・奥居の連名で出された。ほかの地方職員室の感謝の手紙から推測すると、浴恩館での講習会の体験、職員室を直接訪れての指導・助言が大きな感銘を与えたのではないだろうか。<sup>(40)</sup>

同じ年、婦人少年局は、女性が初めて参政権を行使した（一九四六年）四月一〇日を記念して「婦人の日」と定め、四月一〇日を起点として「婦人週間」が一日まで開催された。「婦人週間」は「婦人の実質的な地位の向上を図るために、婦人の自覚を促し、男子の理解と協力をもとめる事を目的として」いた。「週間中の目標は（一）婦人の解放に関する法律の正しい理解（二）婦人の地位の向上を妨げている種々の原因を明確にすること（三）婦人の自覚の不足（四）封建制の残存（五）経済的条件の劣悪（六）婦人の地位向上のために役立つ既存施設の周知徹底である。協力機関は関係各官、都道府県教育委員会、民生委員連盟、日本放送協会、百貨店協会、婦人団体、労働組合婦人部、生活協同組合同盟婦人対策部等で各協力機関はそれぞれの機関のもつ機能の実情に応じて、具体的な計画を立て、自主的に種々の催しを行う事になっている」<sup>(1)</sup>。この週間のためにポスターがつけられた。「もつと高めましょう 私たちの力を！ 私たちの地位を！ 私たちの自覚を！」と力強く訴え、手に書をかかえた都市の女性と赤ちゃんを背負った農村の女性が描かれていた。

この週間に関わって、新聞に、四月二日から四日にかけて、「新憲法下男女同権が確立され、日本婦人がはじめて議会議員を選挙して三周年、県下の婦人がどれほどの進歩を見せているか」、「婦人を語る紙上座談会」が掲載された。<sup>(2)</sup>「話す人」は大津地裁所長田村千代一、大津高校長林浩、県社会教育課飛鳥井満、県職業安定委員佐藤秀、労働省婦人少年局滋賀職員室主任武部静枝、東洋レーヨン教育課松浦美代子で、飛鳥井以降は女性、婦人週間らしく女性が六人中四人、過半数を占めた。武部が質問する形式で記事がつけられている。武部のみ発言を紹介する（以下、同じ）。「民法の改正に現れた女性の解放論など口では誰でもいうがさてどんなことがあるのか知らぬ人が多いのではないかと思います」「裁判官の立場から見ると婦人は自覚していると思われるでしょうか。私らが一部の婦人と話し合っても相当進んだ意見をいう人がいますが、この人たちの中でも家庭に入れば、また家庭婦人となって封建的なしとやかさばかりを示し古い型に還る感じを受ける人もあるのですが…」「女性の事件でどんなのが多いでしょうか」。見出しは、「自覚がまだ足らぬ 多い女性からの離婚申立」（四月二二日）。

「家庭婦人としては新憲法に対する自覚も理解も低いが職場女性はその点認識が強いのでしようね。職場の明るさはどうでしょう」「会社や工場では全部労基法によって保護されているが実施後どんな変化があったでしょうか。また労組での女性の地位などは」。見出しは「家庭」のカラを破れ 明るくなった職場の女性」（四月一三日）。

「飛鳥井先生は地方の婦人会を通じて感じられるものは」。生活改善や家庭経済方面は「男女共学の収穫は」も注意せねばならぬ点は「女の生徒で独立についての自覚がありましようか。経済力を持つことが同権への第一歩ですが」。見出しは「まだ多い引込み思案 時間浪費をやめて能率的に」（四月一四日）。

男女同権をうたった新憲法が制定され、民法も改正されて、時代の空気は変わりつつあったが、多くの女性はまだまだ古い考えにとらわれていたことがうかがえる。この「婦人週間」の「地方における行事」、滋賀県とは明記されていないが、どのような催しが行われたか、参考までに紹介する。<sup>(43)</sup>「地方職員室が主催、共催及び後援したところの中、婦人大会、講演会、討論会、公聴会は一九三件、社会施設等の見学は一六件で、展示会、バザー等を開催したところもある」<sup>(44)</sup>。この婦人週間に開催された講演会、討論会等の会合に参加した婦人を対象に、婦人少年局は、婦人の地位についての意識調査を全国で行った。各都道府県で一か所、地方職員室職員が調査用紙を配布し、回収した。滋賀県では、一八三枚配布し、一一〇枚有効回収された。回収率は、六〇パーセント（全国では、一万一一七八枚配布され、五、七一一枚回収。回収率は、五一パーセント）、全国平均をやや上回った。<sup>(45)</sup>

さらに八月一日から七日まで、労働省主催の「働く婦人の福祉増進運動」が実施された。全国の労資団体、婦人団体等が主催して、関係官公庁協賛の下に行われた。この運動は、「働く婦人自身の自覚をうながし、実力を養い、一般社会の婦人労働に関する理解を深めることを目的」としていた。「運動の目標はつぎの七つ」、「1、組合活動の促進―婦人も活発に組合活動に参加しましょう」「2、労働条件の改善―婦人の働く条件を高めましょう」「3、厚生福利施設の拡充―婦人の働きやすい施設をととのえましょう」「4、雇用機会の拡大―婦人にふさわしい仕事をのばしましょう」「5、職業能力の向上―職場になくってはならない婦人になりましょう」「6、健康増進―働く婦人の健康をまもり

ましよう」<sup>(7)</sup>、文化の向上―働く婦人の教養をたかめましよう」。「全国一せいに、八月一日に働く婦人大会をもつ予定であり、この大会では、働く婦人の職場の実情報告を発表し、記録にとつて、記念出版する」ことになっていた<sup>(8)</sup>。この記念出版である労働省婦人少年局『働く婦人の声』(一九五〇年)に滋賀県からは、島村雪(大津赤十字病院)「健康増進」と西村あさ(大津市立膳所小学校教諭)「文化の向上」が収録されている。この書に収録されなかった滋賀県からの報告は一八本あり、とくに日清紡績能登川工場から六本、東洋レーヨン株式会社から二本の報告があった<sup>(9)</sup>。なお、この運動についての新聞記事はない。

## おわりに

「働く年少者の保護運動」「婦人週間」「婦人の福祉増進運動」は、実施後、全国の地方職員室から実施状況を報告させ、その意見も聴きながら、毎年同じ時期に実施された。ただ、「働く年少者の保護運動」の取り組みで、新聞記事を紹介したように、予算が少なく、繰り返し滋賀職員室は「旅費・通信費の増額」を求めたが、改善されなかったようだ。滋賀職員室について、一九四八年五月から奥居が滋賀職員室から労働基準局へ転出する四九年一〇月までの一年半近くの活動を見てきた<sup>(10)</sup>。この論稿では、滋賀職員室についての記述は、ここまでにとどめる(前述したように、滋賀職員室の活動は一九五二年七月まで)。

短い期間であったが、地方職員室の少ないスタッフの一人として、女性の地位向上につとめた、奥居個人に目を向ける。奥居の「履歴書」(前述と一部重複)によると、婦人少年局滋賀職員室勤務を命じられた一九四八年五月一〇日、労働省事務補佐員に任命されている(三級官同格、四号手当)<sup>(11)</sup>。前の勤務先である滋賀労働基準局に嘱託せられるとあるので、滋賀職員室でも嘱託として勤務していた、と思われる。給与は途中で五級四号俸になり、翌四九年六月、人事院規則臨時職員制度廃止により、形だけが離職し、雇で地方職員室勤務を続けた。不安定な臨時職員、人員削減

の対象になったのはうなずける。

一九五〇年三月、奥居は、体調を崩して自宅療養を余儀なくされ、精神的な葛藤も抱えながら、「ともしび」と題する自らの思いをノートに書き始めた。「四月十一日 梶田さん：見舞に来られる」と、梶田福子が見舞いに来たことが記されている。そして「婦人週間に寄せて」と題して、まとまった文章を書き記している。<sup>(5)</sup> 参政権を女性が行使できるようになり、女性の国会議員が選出され、憲法・法律でも男女平等がうたわれたが、女性の多くはまだまだ古い意識にとらわれていた。奥居は、女性の地位向上を図るためには、女性が「真剣に」努力して、与えられた女性の権利を実質化するとともに、「発言の機会を婦人に与えよ」と社会の側の責任も指摘した。最後にそれを紹介する（明らかな誤字は訂正し、適宜、句読点を付した）。

婦人参政権が与えられて四ヶ年。私達が清い一票を投ずる権利を与えられてから（昭和二十一年四月十日）四年目。私達女性が一個の人格として認められた日である。妻は無能力者として扱われない時が来たのである。（中略）

終戦後と共に、民主主義は取入れられ、ここに天からの授かり物の如く私達に与えられた。私達はこれが真に如何なるものであるかよく理解しないで喜んだ。これらは勞せず授かったものであったからである。我々が血を流して獲得したものでなかったから。しかし敗戦がもたらしてくれた只一つの婦人の喜びである。（中略）けれども果して婦人はどれだけ向上したのであるうか、進歩したのであるうか。今すぐにその成果をみるのはむずかしい。教育の機会均等、男女共学により今までのハンディキャップは取除かれる。職業選択機会均等。特殊技能修得、男女同一賃金と進めば何等婦人としての差を認めない。（中略）一般社会の考えが現在までのからから脱して、女性を色眼鏡でみることなしに一個の人間として認めればよい様に、またその技能を發揮出来得る様に、女性の労働条件の向上を計る。

家庭婦人

家庭生活の合理化。社会的関心を持ち、社会に進出。婦人会の運動促進し、互に研究し合う。

農村婦人

封建制打破。婦人の自覚と第三者の理解啓蒙を計る。休養を与える。

「先ず必要な事は発言の機会を婦人に与えよ」<sup>(82)</sup>

私達は或るレベルまで上るのに真剣にならねばならない。

(1)『国立歴史民俗博物館監修・性差の日本史』展示プロジェクト編

『新書版 性差(ジェンダー)の日本史』(集英社インタナショナル新書、二〇二二年)、一八八〜一九一頁。『企画展示 性差(ジェンダー)の日本史』(国立歴史民俗博物館、二〇二〇年)、二四六〜二四九頁、二五二頁。執筆は、いずれも長志珠絵。

(2)『滋賀県史 昭和編』のシリーズの一冊として編纂された『滋賀県年表』(一九八五年)は、滋賀県労働基準局について、記載している。

(3)『滋賀県史 昭和編』だけでなく、『新大津市史』(一九六二年)、『新修大津市史(現代)第六卷』(一九八三年)にも記述がない。

(4)県史の年表で、労働省婦人少年局地方職員室の名称を記す例は、いくつもある。しかし、本文でその活動を記述している県史は『新編埼玉県史 通史編7 現代』(一九九一年)のみで、ほかに『兵庫県労働運動史 戦後1』(一九八三年)にも記述されている。

いずれも執筆者は鈴木裕子である。鈴木は、山川菊栄記念会の世話役を務め、『山川菊栄集』全二巻(岩波書店、一九八一〜一九八二年)の実質的な編者で、近年も『忘れられた思想家

山川菊栄』(梨の木舎、二〇二二年)を上梓し、労働省婦人少年局時代の山川菊栄について詳述している。

(5)長志珠絵「労働省婦人少年局と地方職員室・序説」(『国立歴史民俗博物館研究報告』二三五号、二〇二二年、三四四頁)。以下、地方職員室の制度的・全体的な位置づけや特質については、この論稿によるところが多い。

(6)竹前栄治『証言日本占領史―GHQ労働課の群像』(岩波書店、一九八三年)、一八八〜一九一頁に、ミード・スミスのインタビューが収録されている。

(7)執筆者の母、八耳(旧姓奥居)美代(一九二五〜二〇二二)である。母が大切にしている書類のなかに、母の履歴書(履歴書についてはのちに記述する)や名刺などがあり、また、山川菊栄らと一緒に写っている集合写真があった。二〇一五年に滋賀労働基準局を訪ね、記録が残っているかを尋ねた。記録があり、「婦人少年室」(正しくは「職員室」)から転入し、一九五二年七月に退職していたことがわかった。

(8)前記した鈴木裕子や長志珠絵の研究によって、婦人少年局の取

り組みは明らかになってきているが、地方職員室の活動については、前記の鈴木が担当した埼玉・兵庫以外は、究明が遅れている。本研究は、滋賀職員室を事例に、地方職員室がどのように活動していたか、具体的に明らかにしていく。

(9) 山川菊栄自身の婦人少年局長時代にかかわるおもな言説は『山川菊栄集第七巻』岩波書店、一九八二年に収録されている。解題は鈴木裕子が担当した。

(10) 実際に活動が始まるのは、五月、地方職員講習会終了後からである。

(11) 山川は、自ら地方に赴き、直接面接するなどして、職員室主任を決めていった。「山川人事」ともよばれた朝日ジャーナル編『女の戦後史1 昭和20年代』朝日新聞社、一九八四年、一五二頁、参照。この「労働省婦人少年局」の執筆者も鈴木裕子である。

(12) 「座談会 婦人少年局五ヶ年の歩み」『婦人と年少者』一、一九五三年、一九頁。

(13) 『奈良県年鑑 昭和三二年』(大和タイムス社、一九五六年、四六一頁)などを参照。

(14) 『大正十四年七月 石川県学事関係職員録』(石川県教育会、一九二五年)、一、二頁など。

(15) 中等教科書協会編『昭和五年五月現在 中等教育諸学校職員録』(中等教科書協会、一九三〇年)、一三〇八〜一三〇九頁。

(16) 「地方職員室主任は、…家庭の奥さんがいたり、先生がいたり」(谷野せつ「創成期の労働省婦人少年局長時代Ⅰ」山川菊栄生誕百年を記念する会編『現代フェミニズムと山川菊栄』大和書房、一九九〇年、四五頁)。

(17) 前掲『奈良県年鑑』四六一頁は、「奈良婦人少年室長」、「昭和三一

年現職」としている。

(18) 「婦人少年局ニュース」『婦人と年少者』九巻七号、一九六一年参照。

(19) 『昭和三十二年 滋賀年鑑』(滋賀日日新聞社、一九五六年)、五〇一頁。

(20) 鳥取県商工労働部労政課『昭和36年版 労働組合名鑑』(一九六一年)、八七頁。

(21) 労働省編『労働行政史 第二巻』(労働法令協会、一九六九年、一六五〜一六七頁)によると、婦人少年局の定員が、発足時の三一人(本局九一人、地方二二人)。この定員はうまつていなかった)から、一九四九年二月の閣議決定に基づく行政整理により、二四八人(九九/一四九)に減員された。さらに、一九四九年九月、嘱託制度の廃止により一七四人(七〇/一〇四)に削減された。各地方職員室は、これにより、多くは、定員二名となった。

(22) 労働安全衛生規則(一九四七年一〇月制定)にもとづき、滋賀労働基準局長から授与された。この規則第十九条で、衛生管理者は、医師とともに、「健康に異常ある者の発見及び処置」「労働環境衛生に関する調査」などを行わなければならない、とされた(労働法規研究会編『労働基準法施行令全集』高島屋出版部、一九四八年、一五〇〜一五一頁)。

(23) 「婦人少年局地方職員室活動状況―昭和二十三年度」『労働時報』二巻七号、二五頁)。

(24) 労働省編『労働行政のはなし』(一九四九年)、一〇六頁。

(25) 奥居の名刺(写1参照)の住所は、労働基準局と同一である。

(26) 奥居は、地方職員講習会の参加者の中で、長崎職員室主任の池

野ヒサとともに最年少であった（伊藤道子「労働婦人局長としての山川菊栄」『横浜市立大学論叢人文科学系列』六二巻三号、二〇一一年、二〇頁参照。婦人労働課長であった谷野せつは、地方職員室の「職員は、全員が最低二十三歳から五十七歳に至る民間の有職婦人ばかり」と、回想している（谷野せつ「山川婦人少年局長と私」『山川菊栄集第七巻 月報』岩波書店、一九八二年）。実際は、より若い二〇歳前後の職員もいた（前掲『忘れられた思想家 山川菊栄』、六二八～六二九頁）。

(27) 一号（一九四八年九月）。

(28) 隅谷茂子「労働省婦人少年局時代」（思想の科学研究会編『共同研究 日本占領軍 その光と影』上巻、現代史出版会、一九七八年、二九八頁）。

(29) 『平一四内閣00047100』国立公文書館蔵。

(30) 前掲『労働行政史 第二巻』、一三二七～一三一九頁。

(31) 前掲「労働省婦人少年局と地方職員室・序説」（三四六頁）。

(32) 『朝日新聞滋賀版』。また一月七日の『朝日新聞滋賀版』には、「スミス女史、労働よりも教育を」の見出しの記事が掲載されている。

(33) 婦人少年局の一九四八年度の予算は約二二〇〇万円であった

（前掲「婦人少年局十年の歩み」『婦人と年少者』五巻九号、一六頁）。

(34) 前掲「婦人少年局地方職員室活動状況」、二六頁の別表2によると、大会開催数四六、参集人員四四、〇七七であった。全国の各都道府県で大会が開催された。

(35) 『婦人少年局月報』四号（一九四八年十二月一日発行）。

(36) 労働省婦人少年局『働く青少年少女のメモ 年少労働調査資料第

6集』（一九四九年、二～四頁）。

(37) 筆者は、奥居から西教寺で中学校校長を相手に労働基準法について話したことがある、と聞いていた。

(38) 労働省婦人少年局『学びながら働く年少者 年少労働調査資料 第7集』（一九四九年）。

(39) 前掲「労働省婦人少年局と地方職員室・序説」（三四四頁の表4）によると、福島職員室と広島職員室も同日付で手紙を出している。

(40) 前掲「労働省婦人少年局と地方職員室・序説」（三四四～三四五頁）。

(41) 『婦人少年局月報』八号（一九四九年四月一日）。

(42) 『朝日新聞滋賀版』。

(43) 『婦人少年局月報』一〇号（一九四九年六月発行）。

(44) 前掲「婦人少年局地方職員室活動状況」（二六頁）の備考によると、婦人少年局及び地方職員室の講演会等の行事の参加人員は約五六、〇〇〇名であった。

(45) 労働省婦人少年局『婦人の地位についての調査 1949年婦人週間調査（婦人関係資料シリーズNo3）』（一九五〇年）、一～二頁。

婦人の地位が戦前とくらべて、少しは向上した、と答えたのが七〇%、婦人の地位を高めるためには、婦人が自覚し積極性をもち教養を高める、と答えたのが七四%であった。

(46) 『婦人少年局月報』一一号（一九四九年七月発行）。

(47) 前掲『働く婦人の声』、二四八～二四九頁。

(48) 労働省婦人少年局『昭和24年度「働く年少者保護運動」実施状況報告』など。

(49) 前掲「婦人少年局地方職員室活動状況」（二二六～二二七頁）の別表4

に宣伝啓蒙活動として講師依頼回数が一〇四とあるが、前述の奥居の西教寺での講演もこれに含まれるのではないか。また、別表5の質疑相談事項の一览にあるように、相談や「訴え」のために、地方職員室を訪れる人は増加し、多忙を極めたが、その都度、関係機関に連絡し、円満な解決を図った。

(50) 婦人少年局が一九四八年一月に実施した『女子の官公庁職員に関する調査』（一九四九年）によると、女子の「任官者及同格者」は、中央官庁職員では、一〇〇人中、わずか七・五人（男子は六三・五人）、雇員・傭人が大多数であった（前掲「労働省婦人少年局と地方職員室・序説」参照）。この調査は、地方職員室も（奥居も）かかわっている。

(51) この年（一九五〇年）の「婦人週間」の目標は、「家庭から、職場から、封建性をなくしましょう」であった。

(52) 一九四九年、婦人少年局は、ポスター「先ず勇気を出して発言しましょう」、壁新聞「働く婦人よ 男子とともによい発言者となりましょう 組合を強くするために」、パンフレット「発言の手帳―組合婦人のために」などで、女性組合員に、積極的な発言を促していた。

（やつみみ・ふみゆき／滋賀県立高校元教員）

《正誤》

51ページの後ろから4行目の部分を、次のとおり訂正します。

- (誤) ∷ 滋賀県選出社会党代議士堤ツルヨが自薦してきたが、退けられ、
- (正) ∷ 後に滋賀県選出社会党代議士となる堤ツルヨの自薦を退けて、